

計画変更確認申請の取扱いに関する一覧表

変更項目	軽微な変更	確認の取り直し	計画変更	手数料の面積算定方法
6条1項各号間		原則、 確認の取り直し		
用途 ① 主要用途	類似の用途相互間の場合 (省令137条の17)	確認の取り直し		
② 用途(建築物毎)	類似の用途相互間の場合 (省令137条の17)	確認の取り直し (複合用途は1/2 超える)	複合用途で 1/2以下	変更部分の床面積×1/2
構造種別 ① 異種構造間		確認の取り直し (1/2超える)	1/2未満	変更部分の床面積×1/2
② 木造間	・特例の場合は全て ・1/2未満(特例除く)		1/2超える (特例除く)	変更部分の床面積×1/2
敷地の位置(錯誤除く)		確認の取り直し		
道路幅員	広がる場合 (敷地境界線の変更がない)		左記以外	建築面積×1/2
接道長さ	全ての接道長さの変更 (但し、2m、条例幅未満は許可等必要)			
敷地面積	○増加する場合 (変更前の敷地の一部が除かれる場 合を除く) ○減少する場合で次のもの ・都計区域等で十分な広さがある場合 ・都計区域外の場合		左記以外	建築面積×1/2
敷地境界線	○敷地面積が増加する場合 (変更前の敷地の一部が除かれる場 合を除く) ○敷地面積が減少する場合で次のもの ・建築物の位置と同様な場合		左記以外	建築面積×1/2
高さ(軒高、階高含む)	○減少する場合 (最低限度がある場合は除く) ○増加する場合で次のもの ・明らかに形態規制等が適合する場合		左記以外	変更部分の床面積 ×1/2
階数	減少する場合		左記以外	変更部分の階の床面積 ×1/2
建築面積	○減少する場合 (外壁が後退しない場合又は最低限 度がある場合を除く) ○増加する場合で次のもの ・10㎡以内の増加 ・除却建築物の残存で10㎡以内の増加		左記以外	変更部分の建築面積 ×1/2
床面積	○床面積の合計が減少する場合 (延べ面積が増加するもの又は最低 限度がある場合を除く) ○増加する場合で次のもの ・10㎡以内の増加 ・除却建築物の残存で10㎡以内の増加		左記以外	変更部分の床面積 ×1/2
井戸又は尿尿浄化槽	○位置の変更 ○尿尿浄化槽の変更で次のもの ◇戸建て住宅のもの ◇戸建て住宅以外で次のもの ・型式認定浄化槽で人員、処理方法(合 併単独)に変更がないもの ・下水道への放流 ・処理能力の増加		左記以外	0㎡
壁	間仕切り壁の変更 (主要構造部、防火上主要なもの除 く)		左記以外	当該壁のある室の床面積 ×変更する壁長 /当該室の壁長×1/2
材料又は構造	○同等若しくはランクアップする場合 ○4号建築の火気使用室及び自動車車 庫に係る内装制限		右記以外	壁又は柱等による

開口部の位置及び大きさ	○次のもの ・採光面積及び換気面積が減少しない ・延焼の恐れがある部分にかからない ・避難の歩行距離が長くない ・避難階段、特別避難階段以外のもの ・非常用進入口で構造基準以上のもの ○確認の特例3号に該当する建築物		左記以外	変更部分の開口面積×1/2
天井高	天井高の変更 (居室2.1m以上)			
昇降機の構造又は材料	耐火構造、不燃材料を同等以上にする		左記以外	5,000円 (小荷物EVは3,000円)
その他の建築設備の構造又は材料	耐火構造、不燃材料を同等以上にする		左記以外	0㎡ 但し、防火壁は次による 防煙区画面積×防煙壁長 /当該区画壁長×1/2
工作物	○位置の変更 ○不燃材料を同等以上 ○構造の安全及びその使用の安全に関する変更以外		左記以外	4,000円
製造・貯蔵・遊戯等工作物	○築造面積が減少する場合 ○高さが減少する場合 ○構造の安全及びその使用の安全に関する変更以外		左記以外	4,000円
建築物の位置	50cm以内の移動で、かつ、明らかに形態規制等に適合する場合		左記以外	建築面積×1/2
階段 ① 位置	政令5章2節の適用を受けないもの 全ての変更		左記以外	変更部分の水平投影面積×1/2
② 幅、けあげ、踏面				
屋根、軒、軒裏、ひさし	○明らかに形態規制等に適合する場合		左記以外	変更部分の水平投影面積×1/2
シックハウス	○ホルムアルデヒド発散建築材料の変更で同等以上の種別に変更 ○機械換気設備の変更で、給気機による給気量の増加 ○機械換気設備の変更で、排気機による排気量の増加(天井裏等の措置が、気密層・通気止又は材料による措置の場合のみ) ○同一換気区画内での室毎の床面積増減 ○天井高の変更減の場合(天井高が高い居室で、換気回数の緩和を受けている場合は除く。)		左記以外	0㎡

1 事務の取扱

(1) 軽微な変更に関する事項

- ① 軽微な変更該当するものとして建築確認手続を行わなかった計画の変更については、検査の申請書の第三面に軽微な変更の概要(安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないことが確かめられた旨の図書の内容を含む。)を記載する。
- ② 概要書の記載内容に変更がある場合は、変更部分の書類を提出する。
- ③ 行政担当者は、提出された概要書を従前の概要書に添付し、台帳を適宜整理するものとする。

2 手数料の取扱い

(1) 計画変更に関する事項

- ① 変更部分が2以上の変更項目(位置、構造、大きさ等)となる場合は、それぞれの計画変更床面積のうち、最も大きいものを当該変更部分の計画変更床面積として手数料を算定する。
- ② 変更部分の計画変更床面積が変更前と後で異なる場合は、大きい方による。
- ③ 建築設備(法第87条の2第1項に該当するものを除く。)の計画変更床面積は、一律0㎡とする。ただし、防煙壁の変更は、壁に準じて算定したものとする。
- ④ 30㎡以下として取り扱う計画変更が複数ある場合でも、30㎡以下として扱う。
- ⑤ 除却予定の部分を残存させる場合の手数料は、0㎡とする。
- ⑥ 床面積の算定方法について、計画変更確認申請の書類に記載させる。

(2) 軽微な変更に関する事項

- ① 軽微な変更に係る事項については、手数料を徴収しないものとする。